

令和 7 年 第 2 回

釧路市議会 2 月定例会報告

## 2 月 定 例 市 議 会 報 告 件 名

報 告 番 号	件 名	
釧路市報告第 1 号	令和 6 年事務報告書提出の件……………	3
釧路市報告第 2 号	専決処分報告の件（交通事故損害賠償額の決定等）……………	5
釧路市報告第 3 号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）……………	7
釧路市報告第 4 号	専決処分報告の件（物損事故損害賠償額の決定等）……………	9

# 釧路市報告第1号

## 令和6年事務報告書提出の件

令和6年釧路市事務報告書を、別冊のとおり提出する。

令和7年2月21日

釧路市長 鶴間 秀典

(参考)

地方自治法抜粋

(長の説明書提出)

第122条 普通地方公共団体の長は、議会に、第211条第2項に規定する予算に関する説明書その他当該普通地方公共団体の事務に関する説明書を提出しなければならない。



## 釧路市報告第2号

### 専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

#### 記

市は、市有車両に係る交通事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

#### 1 事故発生年月日及び場所

令和6年11月6日

釧路市愛国東4丁目35番

#### 2 損害賠償の額 180,719円

#### 3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として180,719円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件交通事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

#### 4 損害賠償及び和解の相手方

別添

令和7年2月21日

釧路市長 鶴間秀典

#### (説明)

市有車両に係る交通事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。

(参考)

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

専決処分事項指定の件

(平成17年10月27日議決)

議会の権限に属する次に掲げる事項は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、市長の専決処分事項として指定する。

- (1) 市有財産について不法行為又は契約不履行があった場合において、市が提起する訴訟の目的の価額が100万円未満の訴訟、和解及び調停に関すること。
- (2) 1件の金額が100万円未満の法律上の義務に属する損害賠償の額を定め、及び和解又は調停を成立させること。

## 釧路市報告第3号

### 専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

#### 記

市は、美原1丁目52番3号において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

#### 1 事故発生年月日及び場所

令和6年10月19日

釧路市美原1丁目52番3号

#### 2 損害賠償の額 7,776円

#### 3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として7,776円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

#### 4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和7年2月21日

釧路市長 鶴間 秀典

(説明)

美原1丁目52番3号において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。



## 釧路市報告第4号

### 専決処分報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分をしたので報告する。

#### 記

市は、市道上において発生した物損事故に関し、次のとおり損害賠償の額を定め、及び和解を成立させるものとする。

#### 1 事故発生年月日及び場所

令和6年10月30日

釧路市愛国西4丁目6番地先 市道新釧路川左岸通1

#### 2 損害賠償の額 4,400円

#### 3 和解成立の方針

(1) 市は、和解の相手方に対し、損害賠償金として4,400円を負担する。

(2) 和解の相手方は、本件物損事故に関し、市に対し、その他いかなる請求もしない。

#### 4 損害賠償及び和解の相手方

別 添

令和7年2月21日

釧路市長 鶴 間 秀 典

#### (説明)

市道上において発生した物損事故に関し、損害賠償の額を定め、及び和解を成立させる専決処分をしたので、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、報告するものである。



